

令和4年第2回甲良町教育委員会本会議議事録

令和4年6月22日（水）、甲良町公民館において、令和4年第2回甲良町教育委員会本会議を開催する。

1. 出席委員は、次のとおり

青山教育長、日下和子委員、尾崎隆昭委員、藤真照委員、新家美静委員

2. 委員以外の出席者は、次のとおり

中川教育次長、寺田学校教育課長、望月社会教育課長

高橋図書館長、堀口園長、清水園長、吉岡センター長

高橋教育総務課主幹

3. 本会議の日程は、次のとおり

日程番号	議案番号	件名
日程第1		令和4年第1回会議録承認の件（日下委員）
日程第2		会議録署名委員の指名（尾崎委員）
日程第3		教育長報告
日程第4	承認第7号	甲良町各スポーツ少年団交流大会開催補助金要綱の全部を改正する訓令につき、承認を求めることについて
日程第5	承認第8号	甲良町放課後児童支援員等处遇改善臨時特例事業補助金交付要綱の制定につき、承認を求めることについて
日程第6	承認第9号	甲良町子育て応援金支給条例施工規則の一部を改正する規則につき、承認を求めることについて
日程第7	承認第10号	甲良町スポーツ・文化活動出場激励金交付要綱の制定につき、承認を求めることについて
日程第8	承認第11号	甲良町公民館管理運営規則の一部を改正する規則につき、承認を求めることについて
日程第9	承認第12号	甲良町公民館分館事務交付金交付要綱の制定につき、承認を求めることについて

日程第 10	承認第 13 号	甲良町立学校給食徴収金取扱要綱の制定につき、承認を求めることについて
日程第 11	承認第 14 号	甲良町地域学校協働活動推進員設置要綱の制定につき、承認を求めることについて
日程第 12	承認第 15 号	甲良町立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則につき、承認を求めることについて
日程第 13	承認第 16 号	令和 4 年度甲良町学校・園教育および社会教育ならびに人権教育等に関する一般方針を定めることにつき、承認を求めることについて
日程第 14	承認第 17 号	甲良町就学支援委員会員の委嘱につき、承認を求めることについて
日程第 15	承認第 18 号	甲良町人権問題啓発指導員の任命につき、承認を求めることについて
日程第 16	承認第 19 号	甲良町文化財専門委員の委嘱につき、承認を求めることについて
日程第 17	承認第 20 号	甲良町スポーツ推進委員の委嘱につき、承認を求めることについて
日程第 18	承認第 21 号	甲良町立学校運営協議会委員の任命につき、承認を求めることについて
日程第 19	承認第 22 号	甲良町立図書館協議会委員の委嘱につき、承認を求めることについて
日程第 20	承認第 23 号	甲良町公民館職員の任命につき、承認を求めることについて
日程第 21	認定第 1 号	令和 4 年度要保護および準要保護児童生徒の認定を求めることについて

○青山教育長 それでは、よろしいでしょうか。予定の時刻になりましたので、ただいまから令和 4 年度第 2 回教育委員会本会議を始めます。

まず初めに、日程第 1 令和 4 年第 1 回の会議録承認の件で、日下委員さん、お願いします。

○日下委員 正確に記載されていましたが、ご報告申し上げます。

○青山教育長 ありがとうございます。

続きまして、日程第 2 議事録署名委員の指名として、尾崎委員さん、よろしく願いいたします。

○尾崎委員 承知しました。

○青山教育長 それでは、日程第 3 教育長報告をさせていただきます。

今年度、初めての本会議であります。各校園の年度始めの様子から報告をさせていただきます。

4月、各校園とも入学式を無事終えまして、東小学校は、新入学児29名を加え、全校児童188名、西小学校は、新入学児が18名を加え、全校児童142名、中学校は、新入学生56名を加え、全校生徒164名、東保育センターは、全園児が93名、西保育センターは、全園児数が82名でそれぞれスタートしました。各校園とも4月から5月初旬にかけて、家庭訪問を実施していただき、担任と保護者の最初の顔合わせが終わりました。

今年度より、子育て支援センターに常勤の公認心理士を配置しました。校園での保護者の相談や発達検査などが、今まで以上に迅速に対応できると考えています。

各小中学校にも新規採用教員が配置され、新たな組織で学校園の経営が始まりました。これまでに、大きな問題、事故もなく、スムーズにスタートは切れています。

次に、コロナウイルス感染に関わっての報告をさせていただきます。昨年度1月から、子どもたちの感染者が急増しましたが、各校園でも学級閉鎖に踏み切った学級もありました。

ここ最近では、4月中旬に東保育センター4歳児で陽性園児が確認され、4日間学級閉鎖。4月末に2歳児の陽性が確認され、3日間の学級閉鎖をしました。甲良東小学校では、4月中旬に4年生1名と職員1名の陽性が確認され、体調不良児もあり、4日間の学級閉鎖としました。西保育センターでも、5月中旬に3歳児が陽性確認され、該当学年園児と関係職員の検査を実施し、3日間を学級閉鎖としました。このほか、現在も感染が確認されたケース報告も受けていますが、学級閉鎖することなく、園学校運営ができています。

社会教育関係では、各自治会で取り組んでいただいています、花壇の審査を5月10日に実施しました。今回は、春の花壇ということで、パンジーの植付けをしていただきました。9月の下旬には、秋花壇の審査を行う予定になっています。

また、町人推協進路紹介の事業であります、近在高校連絡会を実施しました。本町の高校生が在籍している高校の管理職、人権主任に来庁いただき、同和地区出身生徒をはじめとする全ての生徒の進路を保障する、一人一人の将来に向けての歩みや、生活に展望を持てる進路指導を含めた支援を各高校にお願いしました。講演としまして、私の方が37年間の教員生活ということで話をさせていただきました。

続いて、6月の各小中学校の行事を紹介させていただきます。甲良西小学校5年生が6月1日にフローティングに参加しました。今年度は、宿泊なしの1日開催ということで実施されています。

中学校では、3年生52名が、6月2、3、4日の2泊3日で修学旅行を実

施しました。行き先は信州、山梨方面。1日目は立山方面へ向かい、黒部ダム見学、宿泊先の扇沢のホテルへ入り、2日目は、山梨県へ向かい富士山のふもとにありますけれども、緑の休暇村、そこを經由して、川口湖畔のペンションで宿泊しました。最終日は富士急ハイランドを楽しむという行程で、全てバスでの移動ということで実施しました。

6月6日に、甲良東小学校2年生が、びわ湖ホールでの芸術鑑賞を実施しました。

また、各校ともコロナ禍ではありますが、感染予防対策を徹底して、甲良東小学校2年生の鷹取山での山の子授業や、甲良西小学校では縦割り遠足など、年度当初に計画したものを計画どおり実施していただいています。今年度は、ウイズコロナということで、感染対策講じながらの学校生活、行事を進めていくことになると思いますが、各校園ともいろんな手だてをしながらの行事運営というふうになっていると思います。

私の方から、以上で教育長報告を終わりたいと思います。もし質問等ございましたらお願いします。

ございませんか。よろしいですか。

それでは、次に、移ります。

次に、日程第4 承認第7号について、事務局から説明をお願いいたします。

○中川教育次長 それでは、承認第7号です。

甲良町各スポーツ少年団交流大会開催補助金交付要綱の全部を改正する訓令につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年6月22日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町各スポーツ少年団交流大会開催補助金交付要綱の全部を改正する訓令につき承認を求めることにつきましては、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により、承認を求めるものであります。

中身については、社会教育課長の方から説明いたします。

○望月社会教育課長 1枚おめくりください。

各スポーツ少年団交流大会に関わる補助金交付要綱の全部を改正するものでございます。この交付要綱は、甲良町スポーツ少年団の各単位団が、他市町の団体と交流大会を開催する費用に対する補助金について定めたものでございます。

一番後ろに、現行の要綱がついているかと思います。現在の交付要綱第4条第3号に、補助対象経費として食料費が規定されており、令和3年度まで大会を運営するスタッフの弁当代も補助対象経費としておりましたが、本町におけ

る大半の補助事業で、弁当代は補助対象経費として認められておらず、ほかの補助金要綱と整合性を取るために改正するものでございます。

主なものとしまして、第2条補助金の交付対象となる団体を定めさせていただきました。第5条、補助対象経費を別表として定めたものでございます。

以上です。

○青山教育長 説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

どうですか。

それでは、承認第7号について、承認をいただける方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 全員賛成ということで、ありがとうございます。

全員の挙手いただきましたので、承認第7号は承認されました。

次に、日程第5 承認第8号について、事務局から説明をお願いします。

○中川教育次長 次に、承認第8号でございます。

甲良町放課後児童支援員等職務改善臨時特例事業交付金交付要綱の制定について、承認を求めるものであります。

上記の議案を提出する。

令和4年6月22日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町放課後児童支援員等職務改善臨時特例事業補助金交付要綱の制定につき承認を求めることにつきましては、これも教育長に対する事務委任第1条第12号の規定による承認を求めるものであります。

1枚おめくりいただきまして、まず、この制定理由であります、新型コロナウイルス感染症への対応、少子高齢化の最前線で働く、放課後児童クラブ支援員等さんの、職員さんの処遇を改善するということで、国の方が、令和3年度で国の補正予算が成立しまして、それを受けて甲良町もこの要綱を作成して補助金を出すものであります。

主な内容ですが、補助内容ですが、第3条のところに、令和4年2月から9月までの間、対象職員に対して3%、月額で9,000円の賃金改定を行うというような、補助を出すという要綱を整理したものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○青山教育長 説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

どうでしょうか。もしございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、承認第8号について、承認をいただける方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員挙手いただきましたので、承認第8号は承認されました。

次に、日程第6 承認第9号について、事務局から説明をお願いします。

○中川教育次長 承認第9号で、甲良町子育て応援金支給条例規則の一部を改正する規則につき、承認を求めるものでございます。

上記の議案を提出する。

令和4年6月22日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町子育て応援金支給条例施行規則の一部を改正する規則につき、承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求めるものであります。

1枚おめくりいただいて、まず、内容ですが、先ほども町長の話でありましたが、3月の定例議会で、甲良町長が予算を上程しました。それで、その予算が十分ではないということで否決をされまして、逆に議員さんの方が、こういう予算をなさいというように提案されて、可決をされました。その内容について、当然、町の方は尊重して対応するというようなことになりましたので、その一環です。

内容的には、子育て応援金支給条例規則ということで、今までは1歳、2歳、3歳児に対して、1人当たり2万円を支給していましたが、それを1万円増額して、3万円で支給するというようなことに規則改正をさせてもらいまして、もう、実際はもう4月1日から運用させてもらっているということでもあります。

以上であります。

○青山教育長 説明が終わりました。何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それではまず、承認第9号について、承認をいただける方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第9号は承認されました。

次に、日程第7 承認第10号について、事務局から説明をお願いします。

○中川教育次長 承認第10号 甲良町出産祝い金支給規則の制定について承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年6月22日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町出産祝い金支給規則の制定につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求めるものであります。

1枚めくっていただきまして、この規則は新たに制定するものでありますが、制定理由としましては、今ほど言いました、議員提案の中で、このようにしなさいというような予算が可決されましたので、それに見合うように、制定規則を制定したものでありまして、中身については、出生児1人当たり支給金額を、今までは2万円支給しておりましたが、4月以降は、第1子を3万円、第2子を5万円、第3子以降を10万円に増額する規則でありまして、これにつきましても、4月1日から運用をさせていただいているというようなことであります。

以上であります。

○青山教育長 説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

よろしいですか。

それでは、承認第10号について、承認をいただける方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第10号は承認されました。

次に、日程第8 承認第11号について、事務局からお願いします。

○中川教育次長 承認第11号 甲良町公民館管理運営規則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年6月22日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町公民館管理運営規則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により、承認を求める案件であります。中身については、社会教育課長の方から説明申し上げます。

○望月社会教育課長 1枚おめくりください。

甲良町公民館管理運営規則の一部を改正するものでございます。

裏面をご覧ください。主なものとしまして、次の案件とも関係しますが、公民館報酬を交付金で支払いするよう変更しましたので、第4条第5項を削り、第6条第3項の翌年1月4日を1月3日に変更し、この規則は公布の日から施行し、令和4年度から適用するものと変更したものです。

以上です。

○青山教育長 説明終わりました。何かご質問、ご意見、ご質問等ありませんか。
よろしいでしょうか。

承認第11号について、承認をいただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手いただきましたので、承認第11号は承認されました。

続いて、日程第9 承認第12号について、事務局から説明をお願いします。

○中川教育次長 承認第12号 甲良町公民館分館事務交付金交付要領の制定につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年6月22日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町公民館分館事業交付金交付要領の制定につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求めるものでありまして、中身は社会教育課長の方から説明させていただきます。

○望月社会教育課長 1枚おめくりください。

甲良町公民館文化事務交付金交付要綱を制定するものでございます。

先ほどの規則と関連しますが、令和3年度まで分館長報酬として支払っていたものを、今年度より甲良町公民館分館事務交付金として支払うものと変更したものでございます。この訓令は交付の日から施行し、令和4年度分交付金から適用とするものです。

以上です。

○青山教育長 説明終わりました。何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

それでは、承認第12号について、承認をいただける方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手いただきましたので、承認第12号の方は承認されました。

次に、日程第10 承認第13号について事務局から説明をお願いします。

○中川教育次長 承認第13号 甲良町立学校給食徴収金取扱い要領の制定について求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年6月22日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町立学校給食徴収金取扱い要綱の制定につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により、承認を求めるものであります。

1枚めくっていただきまして、まずこの制定理由であります、今までこういう要綱が制定されていなくて、給食費を徴収していましたが、昨年ちょっと事務の点検なり、行われまして、こういう要綱を定めておく方がいいよというふうに役場の中でのりましたので、この制定をするものでありまして、第3条で、小学校は月額3,800円、中学校は月額4,300円というふうに明文化させてもらったものであります。

以上であります。

○青山教育長 説明は終わりましたので、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

それでは、承認第13号について、承認をいただける方は挙手お願いいたします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手がいただきましたので、承認第13号は、承認されました。

次に、日程第11 承認第14号について事務局から説明をいただき、お願いいたします。

○中川教育次長 承認第14号 甲良町地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年6月22日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について承認を求めることについて、教育長に対する事務規則第1条第12項の規定により、承認を求めるものであります。

まず、1枚めくっていただきまして、趣旨であります、社会教育法第9条の7第1項に基づいて、甲良町の教育委員会が委嘱する地域学校協働活動推進員に対して必要なことをいろいろ定めるという要綱でありまして、まず、第4条のところで、各学校区に原則1名委嘱するというふうに決まっております。

実際には5月1日現在では、西小学校に1名の方を委嘱している状況であります。

以上であります。

○青山教育長 説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

どうでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、承認第14号について、承認をいただける方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第14号は承認されました。

次に、日程第12 承認第15号について、事務局から説明をお願いいたします。

○中川教育次長 承認第15号 甲良町立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年6月22日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により、承認を求めるものであります。

1枚めくっていただきまして、改正内容が2つありまして、1つは夏休み・冬休みの期間のことです。夏休みを7月21日から8月28日までに変更するということと、冬休みは12月25日から1月7日にしますよというような変更と、あと学校評議員会から学校運営協議会にということで、組織が移行されていますが、それが規則の変更ができてなかったのもので、今回一緒にさせてもらうというような内容であります。

以上です。

○青山教育長 説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問等ありませんか。

○藤委員 この休業日は全国的なものですか、指示ですか。

○青山教育長 今のご質問に対してどうですか。

○藤委員 この変更になっているのは。

○寺田学校教育課長 実際のところ、現行の8月31日まで夏季休業日というのは、この近隣では我が町だけです。ほぼほぼ夏休みの後半には、8月の後半には始まっているということで、これは、授業日数を稼ぐということと、エアコンがほぼ完備しましたので、その夏期の暑い時期をしのげるということで、そ

うさせていただきます。

○青山教育長 よろしいですか。ほか何かご質問ございませんか。

○藤委員 甲良町だけで決める必要があるんですね。

○寺田学校教育課長 そうです。

○藤委員 ほかの市町村はまた別。

○寺田課長 それぞれで決めます。

○藤委員 それぞれで決めるんですね。

○青山教育長 よろしいでしょうか。

それでは、承認第15号について、承認をいただける方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手がいただきましたので、承認第15号は承認されました。

次に、日程第13 承認第16号について、事務局から説明をお願いします。

○中川教育次長 承認第16号 令和4年度甲良町学校園教育および社会教育ならびに人権教育等に関する一般方針を定めることにつき承認を求めることについてということで。

上記の議案を提出する。

令和4年6月22日。

甲良町教育委員会教育長。

令和4年度、甲良町学校園教育および社会教育ならびに人権教育等に関する一般方針を定めることについては、教育長に対する事務委任規則第1条第1号の規定により承認を求めるものでありまして、次のページをめくっていただきますと、教育方針ということで、先ほどお話ありましたが、昨年までは教育大綱と一緒にさせてもらっていましたが、今年度からは大綱と方針を分けようということになりましたので、教育委員会が扱う方は方針になっていますので、このように説明させてもらっています。

まず、方針を1枚めくっていただきます。あと、この中身については、順次担当が替わって説明させていただきますので、質疑については後で一括ということをお願いしたいと思います。

そしたら、一方的にしゃべらせてもらいます。

まず、1ページの甲良町教育目標というところで、基本的には、追加なり改正したところを赤い字で書かれていますので、そこを説明するという格好になります。

まず、10行目で、「また」以降ですが、教職員の研修の場を設け、地域社会に応える保育士、教職員の保育力、教師力、指導力を高める取組を進めます

ということで1ページ目、目標はそこをさわっております。

次に、2ページ目めくっていただきまして、甲良町学校園教育方針のところですが、その2番目の推進の基本(1)の中です。4行目ですが、赤字で、タブレット端末を使った、興味関心を高めるための授業というふうに改正させてもらっています。

次3ページです。3ページの(7)の保育士、教職員の教師力を高める研修の充実の項目の中でありまして、具体的には次の4ページの上から4行目で、各校園での研修には、講師を外部から招き、子どもの実態や本町の特色を鑑みた研修を企画しますというふうに改正しております。

その下の3番目、推進の重点ということで、(1)の②のところですが、これは括弧で、ALT小中学校にという文字を追加させてもらっております。

次に、6ページをお願いします。6ページの(7)の、共感的人間関係の育成をめざす生徒指導の推進の項目の②番であります、ここにスクールソーシャルワーカーという言葉を追加しております。

次に、7ページの(10)子育てに係るあらゆる連携を重視した就学前教育の推進の項目の中の、具体的には、次のページの8ページの④のところがあります。ここで、公認心理士およびスクールソーシャルワーカーという言葉を追加しております。その下の(12)地域力向上、学校教育力向上の推進という項目の③の中で、公認心理士およびスクールソーシャルワーカーという言葉を追加しております。

次に、9ページであります、(14)ICT教育、情報通信教育の推進の②のここにあります、学校推進ネットワークによりという言葉と、最後の方に、学びを保障できるように努めますというふうに言葉を書いております。

続きまして、社会教育課長の方から。

○望月社会教育課長 続きまして、甲良町社会教育方針、甲良町人権教育方針、甲良町社会体育方針のご説明をさせていただきます。これらにつきましては、去年とは大きく変わっておりません。

10ページをご覧ください。甲良町社会教育方針です。中ほどです。新型コロナウイルス感染症の影響により、日常生活に加え、様々な社会教育活動が制限されていることから、町民の活力が低下し、心身の健康にも影響が出てきています。このような状況下においても、町民が集い、学び、実践できる方法を模索し、町民の活力を取り戻せる取組を展開してまいります。

活動内容につきましては、14ページ、15ページ、16ページに記載させてもらっております。

17ページをご覧ください。甲良町人権教育方針でございます。教育方針につきましては、次ページ18ページをご覧ください。上から2段目、就学前教

育、学校教育、社会教育など、全ての場において、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすための取組を進めていきます。また、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に伴い、感染が判明した人や、疑われた人、その家族、治療にあたる医療従事者などに対する誹謗中傷や心ない書き込み等が発生していることから、今後のウィズコロナ社会を見据え、人権に配慮した行動に努めるよう教育、配慮に取り組みます。

活動内容につきましては、20ページ、21ページ、22ページに記載されてもっております。

23ページをご覧ください。甲良町社会体育方針です。半ば、真ん中ぐらいです。本町では、住民のスポーツに対する意識はまだまだ受け身であり、自主性、自発性には欠ける傾向が強く、現状としては、生涯にわたってスポーツ活動に親しむスポーツ人口は多くなく、この状況を改善してためにも、2025年に滋賀県で2回目となる国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催を好機と捉え、町民がスポーツに参加できる機会の増加、スポーツをするだけでなく、見る、支える、楽しみ方を広める取組を推進してまいります。24ページ、25ページに各種大会を掲載させております。

いまだ収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症ですが、町民の安全安心に気を配りながら、できるだけの事業を今後実施していこうと考えております。

以上です。

○高橋図書館長 失礼します。甲良町立図書館の方針を報告させていただきます。

1番の運営基本方針としまして、図書館は町民全体の生涯教育を支援するため、より高度化、多様化する町民の学習情報ニーズに迅速かつ的確に対応するため、図書資料や情報の収集、整理、閲覧、貸出し保存等の充実に努めてまいります。

また、貸出し業務、調査研究活動の支援、集会活動、諸行事などを通して図書館利用の向上を図り、町民の暮らしに役立つ図書館づくりに努めてまいります。

さらには、図書館利用弱者、児童、高齢者等に対するサービス推進に向けた体制構築に努めてまいります。推進の基本につきましては、下記のとおりとなっております。

27ページの活動内容をご覧ください。赤字部分の説明をさせていただきます。今年度、特に重点事業としておりますのが、ホームページの利用法等のサービスの見直し、読書バリアフリー法に配慮しましたサービスの検証、また、計画の策定としまして、第2次子ども読書活動推進計画の策定を計画しており

ます。

以上です。

○**清水園長** 失礼します。28ページの甲良町東西保育センターの報告をさせていただきます。

両保育センターでは、将来、社会に求められる人材を、育成をめざして、子ども自ら主体的に生活し、学ぶ子どもを育てる保育の充実に努めています。そのために、子どもの活動の様子に合わせ、園内外の環境等を見直し、その都度適切な対応を心がけていきます。

しかし、この二、三年についてはコロナ禍にあり、活動の制限もありましたが、感染対策を行いながら、様々な活動ができるように進めてきました。今後も、甲良の自然豊かな環境の中で、五感を通して好奇心や探究心を膨らませていけるような体験活動を十分に取り入れ、豊かな経験が積み上げられるようにしていきたいと考えています。

行事につきましても、今年度はコロナの対策を行いながら、個別懇談会、クラス懇談会、地域巡回、保護者研修会、そして秋の方には、3歳児から5歳児の親子活動として、運動遊びも取り入れていく予定をしております。また、後半には、乳児の参観等も実施していく予定です。

また、家庭支援としましては、支援センターや各連携機関と連携を深め、共に子育てに取り組めるように進めていきたいと思っております。研修会や懇談会を通して、乳幼児期に必要な基本的生活習慣であったり、規範意識等についても啓発を進めていきたいと考えております。また、担任とも、家庭支援保育士は、家庭訪問を行いながら、同じ思いで子育てのサポートができるようにと思っております。

保育センターは0歳児から就学前の子どもたちを預かっているということで、職員として、人権感覚を高め、一人一人に応じた適切な支援が行えるように努力し、保護者の願いに寄り添い合える職員でありたいと考えております。

以上です。

○**吉岡センター長** 甲良町子育て支援センターです。

子育て支援センターは、令和3年4月より、子ども家庭総合支援拠点の位置づけとなり、社会福祉士、保健師、教師、保育士が、妊産婦から青年期まで切れ目のない継続的な支援を目的に、子育て中の家庭を支え、子どもの力の向上、子どもたちの自立力、生きる力の向上のために取組を進めています。

今年の重点施策としまして、次のページ、32ページの3、発達教育支援を挙げたいと思っております。この4月から、常勤の公認心理士が子育て支援センターに配置されました。そのことにより、幼児から高校生相当までを対象に、保育、特に発達ですね、発達、学習の支援を、子育て支援センターで充実して

支援を行えることができ、発達に課題がある児童に対して個々の課題に応じた関わりを一緒に考え、相談できるようになりました。

また、不登校の児童たちが集まる子ども成長支援教室に、この公認心理士が担当して入っていただくことにより、不登校の児童に学習の場を与えるだけでなく、個々に応じたカウンセリングを行うことが子育て支援センターにできるようになりましたので、このことを重点施策として、支援センターでやっていきたいと思います。

以上です。

○青山教育長 説明は以上で終わりましたので、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

○尾崎委員 9ページの②番のところで、学校に通信ネットワークが整備できたということで、あと家庭用の環境というのは、全ての児童がちゃんとやっぱり今の状況で、整っておるんですかね。

○事務局 高橋 失礼します。直近の調査はさせてもらってないんですけども、持ち帰りを始めさせていただく段階で、各校で数人は、数軒ですね、まだちょっと整ってないという話は聞いておるんですけども、貸出し用のWi-Fiルーターを、各校の方に設置しておりますので、こちらの方で対応させていただいている状況です。

○尾崎委員 すいません、ありがとうございます。

○青山教育長 ほかにどうですか。よろしいでしょうか。

○新家委員 すいません。

○青山教育長 どうぞ。

○新家委員 すいません、27ページ、甲良町立図書館の方の活動内容の中の赤字で書かれてある部分、すいません、大変勉強不足で申し訳ないんですが、この中の読書バリアフリー法に配慮したサービスを検証というふうなことで、この読書バリアフリー法というのは、どういうふうなものなのかというのを教えてください。

○高橋図書館長 失礼します。読書バリアフリー法というのが、令和元年に制定された法律でありまして、全ての方が、障害の有無に関わらず、読書を楽しむように環境整備しましょうという法律になります。図書館としては、全ての人に読書を楽しんでいただくために、まずは、例えば朗読CDの整備であるとか、少し目がだんだん見えなくなってきた高齢者の方に関して、大活字本の整備でありますとか、そのような資料の整備をしっかりと行っていきたいと考えております。

○新家委員 ありがとうございます。

○青山教育長 よろしいですか。ほか、どうですか。

それでは、承認第 16 号について、承認をいただける方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手がいただきましたので、承認第 16 号は承認されました。

次に、日程第 14 承認第 17 号について事務局から説明をお願いいたします。

○中川教育次長 承認第 17 号 甲良町就学支援委員の委嘱につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 22 日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町就学支援委員会委員の委嘱につき甲良町就学支援委員会規則第 4 条の規定により、承認を求めるものであります。

次のページをめくっていただきまして、任期が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの委員さんの委嘱であります。

昨年から変わったところを赤字で表示させてもらっています。まず、ナンバー 6 の子育て支援センターで、中村祐輔君。これが、公認心理士で、町職員であります。ナンバー 7、子育て支援センターで、河合美貴子さん。町職員の保健師であります。ナンバー 9 で、奥川喜美子さんで、教頭先生であります。次、13 番目で、甲良町養護学校の山川友美さんかな、であります。14 番目の甲良中学校の先生で、日向宣広さん、特別支援教育コーディネーターということであります。15 番目の甲良東小学校、大橋美樹さんかな、この方も特別支援教育コーディネーターです。16 番目の甲良西小学校の山本豊さんも同じであります。

以上であります。

○青山教育長 説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

それでは、承認第 17 号について、承認をいただく方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手がいただきましたので、承認第 17 号は承認されました。

次に、日程第 15 承認第 18 号について事務局からお願いします。

○中川教育次長 承認第 18 号、甲良町人権問題啓発指導員の任命につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年6月22日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町人権問題啓発指導員の任命について、甲良町人権問題啓発指導員設置に関する規則第3条の規定により、承認を求めるものであります。

これも担当課長の方から説明申し上げます。

○望月社会教育課長 1枚おめくりください。

任期につきましては、令和5年3月31日となっておりますが、7番、9番、12番の方が変更となっております。変更の理由としましては、人事異動に伴う変更となっております。

以上です。

○青山教育長 説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

それでは、承認第18号について、承認をいただける方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手がいただきましたので、承認第18号は承認されました。

次に、日程第16 承認第19号について、事務局から説明をお願いいたします。

○中川教育次長 承認第19号 甲良町文化財専門委員の委嘱につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年6月22日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町文化財専門委員の委嘱について、甲良町文化財保護条例第13条の規定により、承認を求めるものであります。

担当課長の方から説明いたします。

○望月社会教育課長 1枚おめくりください。

任期につきましては、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間となっております。4人の委員さんがおられますが、前年度と変わりはありません。

以上です。

○青山教育長 説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

それでは、承認第19号について、承認をいただく方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手がいただきましたので、承認第19号は承認されました。

次に、日程第17 承認第20号について、事務局から説明をお願いいたします。お願いします。

○中川教育次長 承認第20号 甲良町スポーツ推進委員の委嘱につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年6月22日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町スポーツ推進委員の委嘱について、スポーツ振興法第19条第1項の規定により、承認を求めるものであります。

担当の課長から説明します。

○望月社会教育課長 1枚おめくりください。

任期につきましては、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間となっております。3番の山田君以外の6人は前年度と変わってはおりません。

以上です。

○青山教育長 説明終わりましたので、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

そしたら、承認第20号について、承認をいただく方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手がいただきましたので、承認第20号は承認されました。

次に、日程第18 承認第21号について事務局からお願いいたします。

○中川教育次長 承認第21号 甲良町立学校運営協議会委員の委嘱につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年6月22日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町立学校運営協議会委員の任命について、甲良町立学校運営委員協議会設置規則第8条の規定により、承認を求めるものであります。

1枚めくっていただきまして、任期が令和4年4月1日から令和5年3月31日で、西小学校の上野芳樹さん、シマノブオさんが変更になっておりまして、

あとは前年と同じであります。

以上であります。

○青山教育長 説明終わりましたので、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

それでは、承認第 2 1 号について、承認をいただける方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第 2 1 号は承認されました。

次に、日程第 1 9 承認第 2 2 号について事務局から説明をお願いします。

○中川教育次長 承認第 2 2 号 甲良町立図書館協議会委員の委嘱につき承認を求めることについて、上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 2 2 日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町立図書館協議会委員の委嘱について教育長に対する事務委任規則第 1 条第 1 4 号の規定により、承認を求めるものであります。

これも担当の方から説明いたします。

○望月社会教育課長 1 枚おめくりください。

任期が R 5 年 3 月 3 1 日となっておりますが、3 番の西堀佐喜子さんの変更の申出がありましたのと、あと 4 名につきましては人事異動に伴う変更となっております。

以上です。

○青山教育長 説明が終わりました。何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

それでは、承認第 2 2 号について、承認をいただける方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手を見ましたので、承認第 2 2 号は承認されました。

次に、日程第 2 0 承認第 2 3 号について事務局から説明をお願いします。

○中川教育次長 承認第 2 3 号 甲良町公民館職員の任命につき承認を求めることについて、上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 2 2 日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町公民館職員の任命につき承認を求めることについて、社会教育法第 2 8 条ならびに教育長に対する事務委任規則第 1 条第 8 項の規定により、承認を

求めるものであります。

説明は担当課課長から。

○望月社会教育課長 下の表をご覧ください。公民館長に望月仁、課長補佐藤井千恵、主任山崎貴芳、主任谷祐介、運転手濱岡真樹、会計年度任用職員河嶋誠治、以上6名で運営を行っていくものです。よろしくお願いします。

以上です。

○青山教育長 説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

それでは、承認第23号について承認をいただける方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手がいただきましたので、承認第23号は承認されました。

次に、日程第21 認定1号について、事務局から説明をお願いいたします。

○中川教育次長 認定第1号 令和4年度要保護および準要保護児童生徒の認定を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年6月22日。

甲良町教育委員会教育長。

令和4年度の要保護および準要保護児童生徒は別紙のとおりであるので、認定を求めるものであります。お手元に別冊で名簿を渡してもらっています。

まず、東小学校で、全部で、上2人と下17で19人の名簿があります。

次、めくっていただきまして、甲良西小学校で21名です。

中学校で、次のページ、中学校で、全部で24名の名簿があります。

それとその次のページ、区域外ということで、3名が該当されます。ということで、確認をお願いいたします。

○青山教育長 説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

それでは、認定第1号について、認定をいただける方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、認定第1号は認定されました。

これで、教育本会議の議事日程は全て終了いたしました。